

令和4年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省4(Ⅲ-1-2))

*厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

<p>施策目標名(政策体系上の位置付け)</p>	<p>最低賃金引上げに向け中小企業・小規模事業者の生産性向上の支援を図ること(施策目標Ⅲ-1-2) 基本目標Ⅲ:働く人が安心して安全で快適に働くことができる環境を整備すること 施策大目標1:労働条件の確保・改善を図ること</p>	<p>担当 部局名</p>	<p>労働基準局賃金課</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>賃金課長 岡 英範</p>
<p>施策の概要</p>	<p>○ 経済財政運営と改革の基本方針2022(令和4年6月7日閣議決定)において、「最低賃金の引上げの環境整備を一層進めるためにも事業再構築・生産性向上に取り組む中小企業へのきめ細やかな支援や取引適正化等に取り組みつつ、景気や物価動向を踏まえ、地域間格差にも配慮しながら、できる限り早期に最低賃金の全国加重平均が1000円以上となることを目指し、引上げに取り組む」とされている。</p> <p>○ 生産性向上に資する設備投資(機械設備、POSシステム等の導入)等を行い、事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)を一定額以上引き上げた中小企業・小規模事業者に対して、その設備投資等に要した費用の一部を助成している(業務改善助成金)。</p>				
<p>施策実現のための背景・課題</p>	<p>1</p>	<p>「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」では、「労働生産性を上昇させるとともに、それに見合った形で賃金を伸ばすために、官民で連携して取り組んでいく」とこととされており、賃金の引上げが重要政策となっている。こうした認識の下、最低賃金については、「経済財政運営と改革の基本方針」等において、「最低賃金の引上げの環境整備を一層進めるためにも事業再構築・生産性向上に取り組む中小企業へのきめ細やかな支援や取引適正化等に取り組みつつ」、「できる限り早期に最低賃金の全国加重平均が1000円以上となることを目指す」とされており、ここ数年は令和2年度を除き、3%程度の引上げ率となっている。</p> <p>[最低賃金の全国加重平均額の推移](直近5年) 平成29年度:848円(+25円)、平成30年度:874円(+26円)、令和元年度:901円(+27円)、令和2年度:902円(+1円)、令和3年度:930円(+28円)</p> <p>このような中で、最低賃金引上げに向けて、中小企業・小規模事業者の生産性向上支援などの賃上げしやすい環境整備に積極的に取り組む必要がある。</p>			
<p>各課題に対応した達成目標</p>	<p>達成目標/課題との対応関係</p>		<p>達成目標の設定理由</p>		
<p>目標1 (課題1)</p>	<p>中小企業・小規模事業者の生産性向上のための支援策を実施する。</p>		<p>最低賃金の引上げを図るためには、最低賃金引上げの影響が大きい中小企業・小規模事業者の生産性を向上させる必要があるため。</p>		

達成目標1について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度	目標年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度			
				実績	実績	実績	実績	実績			
<p>① 業務改善助成金の支給決定件数(アウトプット)</p>	<p>343件</p>	<p>平成27年度</p>	<p>900件</p>	<p>令和4年度</p>	<p>900件</p>	<p>900件</p>	<p>900件</p>	<p>900件</p>	<p>900件</p>	<p>業務改善助成金の支給決定件数により、生産性向上に資する設備投資などを行い、事業場内最低賃金の引上げが図られた事業場の数を測ることができるため指標として選定した。</p>	<p>目標値は、過去の実績を踏まえつつ、令和4年度当初予算に係る員数内訳(736件)も踏まえ設定した。 (参考)平成27年度実績:343件、平成28年度実績:433件</p>
<p>2 卸売業・小売業の業務改善助成金の支給決定件数(アウトプット)</p> <p>宿泊業・飲食サービス業の業務改善助成金の支給決定件数(アウトプット)</p> <p>サービス業(他に分類されないもの)の業務改善助成金の支給決定件数(アウトプット)</p> <p>製造業の業務改善助成金の支給決定件数(アウトプット)</p> <p>医療・福祉の業務改善助成金の支給決定件数(アウトプット)</p> <p>生活関連サービス業・娯楽業の業務改善助成金の支給決定件数(アウトプット)</p>	<p>90件</p>	<p>平成27年度</p>	<p>329件</p>	<p>令和4年度</p>	<p>297件</p>	<p>318件</p>	<p>306件</p>	<p>306件</p>	<p>329件</p>	<p>・ 上記1の測定指標の内数として、最低賃金の影響を受ける労働者数(推計)の多い業種の業務改善助成金の支給決定件数を指標として設定した。</p>	<p>・ 業務改善助成金については、最低賃金の影響を受ける労働者数が多い業種において対象となる事業場が多いと考えられることから、全体の支給決定件数の目標値に、当該労働者の産業別の構成比をかけることで業種別の目標値を設定した。</p> <p>・ データの制約から、最低賃金の影響を受ける労働者数は、令和元年度は企業規模30人未満、その他の年度は企業規模100人未満で集計しているが、業務改善助成金の対象事業場は、いずれの年も中小企業であることは要件とされており、それに加えて令和元年度は事業場規模30人以下、令和2年度は事業場規模100人以下となっており、両者の間に違いがあることに留意が必要。(平成30年度以前は事業場規模による制限なし)</p> <p>・ なお、最低賃金引上げの影響を受けた業種別の労働者数の推計方法については、下記の「参考指標5」参照。</p> <p>・ 最低賃金引上げの影響を受けた業種別の労働者数の最新データが令和元年度であることから、令和2年度及び令和3年度の業種別の目標値の算定にあたっては、令和元年度データを用いた。また、令和4年度の業種別の目標値の算定にあたっては、令和3年度データを用いた。</p>
<p>3 助成事業場において、時間給1,000円未満の労働者のうち賃金引上げが行われた労働者の割合(アウトカム)</p>	<p>78%</p>	<p>令和3年度</p>	<p>80%</p>	<p>令和4年度</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>80%</p>	<p>業務改善助成金の支給を受けた事業場で賃金の引き上げがなされた労働者の人数割合が、政府目標で示された最低賃金1000円の早期達成につながるものであることから、指標として選定した。</p>	<p>目標値は、令和3年度の実績から設定した。</p>

(参考指標)		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	選定理由
4	最低賃金特設サイト(最低賃金引き上げに向けた支援事業紹介ページ)閲覧数	-	5314pv	56万pv	11万pv		令和元年10月より最低賃金特設サイト内に最低賃金引き上げに向けた支援事業紹介ページを新設しているところ。本ページの閲覧数自体は、中小企業・小規模事業者の生産性向上の支援策の実施状況を把握する直接的な指標とはならないが、業務改善助成金の周知状況を定量的に把握することができるため、参考指標として選定した。
5	最低賃金引上げの影響を受けた産業別の労働者数の構成比率(推計)	産業計	100%	100%	100%	100%	最低賃金引上げの影響を受けた労働者数を業種別に把握することで、業務改善助成金の対象となりうる事業場の数が一定程度見込めるため、参考指標として選定した。 出典:厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(調査票情報を労働基準局にて独自集計)及び総務省・経済産業省「平成28年経済センサス活動調査」をもとに推計 (注) 1. 影響率とは、最低賃金額を改定した後に、賃金額が改定後の最低賃金額を下回ることとなる労働者の割合。 2. 影響率の算定の基礎となる賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。 3. 最低賃金引上げの影響を受ける者は、影響率×雇用者数で機械的に計算。(雇用者数は、「平成28年経済センサス活動調査」による。) 4. 令和元年度は企業規模30人未満、その他の年度は企業規模100人未満で集計。 5. 使用できるデータの制約から、令和2年度及び令和3年度は令和元年度の影響率を、令和4年度は令和3年度の影響率を用いている。
		卸売業、小売業	33.0%	35.3%	34.0%	36.5%	
		宿泊業、飲食サービス業	18.8%	22.4%	19.1%	18.0%	
		サービス業(他に分類されないもの)	7.0%	4.1%	6.5%	6.6%	
		製造業	17.9%	16.5%	17.2%	16.2%	
		医療、福祉	6.4%	4.7%	6.7%	5.3%	
生活関連サービス業、娯楽業	6.2%	5.7%	5.9%	5.5%			
6	常用労働者の時間当たり所定内給与額の第1二十分位数(下位5%)	852円	876円	891円	901円		低賃金労働者の賃金上昇は必ずしも、業務改善助成金のみによる訳ではないため、測定指標とすることには馴染まないが、業務改善助成金は、中小企業・小規模事業者の生産性の向上させるとともに、事業場内最低賃金を引き上げることを支援するものであり、ひいては、低賃金労働者の賃金の底上げに資すると考えられるため、常用労働者の時間当たり所定内給与額が全体の下位5%層の当該金額を参考指標として選定した。 出典:厚生労働省「賃金構造基本統計調査 特別集計」
7	業務改善助成金の支給金額	5.3億円	3.0億円	6.6億円	28.9億円		支給金額については、中小企業・小規模事業者に対する支援として重要な指標となりうるが、助成金による最低賃金引上げ支援の実績を直接評価する指標とは言えないため、参考指標として選定した。

達成手段1 (開始年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和4年度行政事業レビュー事業番号
	予算額 執行額	予算額 執行額				
(1) 最低賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者支援事業(平成23年度)	2,382百万円 825百万円	3,501百万円 3,112百万円	13,760百万円	1	・業務改善助成事業 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内及び事業場規模30人以下の事業場を対象に、生産性向上のための設備導入等により、事業場内最低賃金を30円以上引き上げた事業者に対して、当該設備導入等の経費の一部を助成する。	2022-厚労-21-0465

施策の予算額(千円)	令和2年度		令和3年度		令和4年度		政策評価実施予定 時期	令和4年度
	2,381,825		3,500,515		13,759,907			
施策の執行額(千円)	825,498		3,111,773					

施策に関する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称		年月日	関係部分(概要・記載箇所)
	○第208回国会 衆議院厚生労働委員会 厚生労働大臣所信表明演説		令和4年2月25日	併せて、看護、介護・障害福祉、保育など現場で働く方々の収入を引き上げるとともに、賃上げしやすい環境整備に取り組めます。また、最低賃金については、できる限り早期に、全国加重平均が千円以上となるよう、その見直しにも取り組んでまいります。
	○経済財政運営と改革の基本方針2022		令和4年6月7日	また、人への投資のためにも最低賃金の引上げは重要な政策決定事項である。最低賃金の引上げの環境整備を一層進めるためにも事業再構築・生産性向上に取り組む中小企業へのきめ細やかな支援や取引適正化等に取り組むこと、景気や物価動向を踏まえ、地域間格差にも配慮しながら、できる限り早期に最低賃金の全国加重平均が1000円以上となることを目指し、引上げに取り組む。こうした考えの下、最低賃金について、官民が協力して引上げを図るとともに、その引上げ額については、公労使三者構成の最低賃金審議会で、生計費、賃金、賃金支払能力を考慮し、しっかり議論する。
	○新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画		令和4年6月8日	先進国の労働分配率(雇用者報酬を国民総所得(GNI)で割った値)は、趨勢的に低下傾向にある。さらに、先進国の家計消費と可処分所得の動向を見ると、可処分所得が伸びると、家計消費が伸びる傾向にある。日本の家計消費が伸び悩む理由は、可処分所得の伸びが十分ではないことが主な理由である1。我が国の大きな課題として、単位時間当たりの労働生産性の伸びは決して諸外国と比べても悪くないにもかかわらず、賃金の伸びが低い2。賃金が伸びなければ、消費にはつながらず、次なる成長も導き出せない。労働生産性を上昇させるとともに、それに見合った形で賃金を伸ばすために、官民で連携して取り組んでいく。本年の春闘においては、ここ数年低下してきている賃金引上げの水準3が反転し、新しい資本主義の時代にふさわしい、賃金引上げが実現しつつある。引き続き、官民が連携して、賃金引上げの社会的雰囲気醸成していくことが重要である。新しい資本主義実現会議において、価格転嫁や多様な働き方の在り方について合意づくりを進めるとともに、データ・エビデンスを基に、適正な賃金引上げの在り方について検討を行う。また、人への投資のためにも最低賃金の引上げは重要な政策決定事項である。物価が上昇する中で、官民が協力して、引上げを図るとともに、その引上げ額については、公労使三者構成の最低賃金審議会で、生計費、賃金、賃金支払能力を考慮し、しっかり議論していただくことが必要である。